地域の会　委員からのご質問に対する回答について

2026 年 11 月 11 日
原 子 力 規 制 庁

（竹内副会長）
テーマ：屋内退避の運用における民間事業者等の活動継続は、実効性があるといえるのか
原子力規制委員会の示した「原子力災害時の屋内退避の運用について」では、屋内退避の指示が出ていても、住民の生活に欠かせない「継続が必要」「継続が期待される」民間事業者の活動については、活動を継続することができるとされている。

1.　活動の継続が必要とされる民間事業者の被ばく管理について（原子力規制庁）
（1）屋内退避中に活動を余儀なくされる民間事業者の事業継続による被ばくの限度は、国際放射線防護委員会勧告による一般公衆の年間線量限度 1mSv と考えてよいか。
（2）1mSv を超えて許容する場合には、被ばく量の上限の数値と、上限を誰がどのように決めるのかを教えてください。

（回答）
○屋内退避中の民間事業者の活動については、基本的に放射性物質の放出前に実施するものであり、放出前の段階であれば、被ばくのおそれなくＵＰＺでの活動を継続することができます。

○国際放射線防護委員会は、放射線事故のような非常事態が起こった場合（緊急時被ばく状況）に、平常時には起こりえない身体障害の可能性があることから、平常時の対策（将来起こるかもしれないガンのリスクの増加を抑えること）よりも重大な身体的障害を防ぐための対策を優先し、一般公衆の場合、年間 20～100 ミリシーベルトの間の参考レベルを定めて被ばく低減を進めるという考え方を示しています。原子力災害対策指針においてもこの考え方を踏まえて防護措置を定めているところです。

2.　「継続が必要」と「継続が期待される」に含まれる活動について（原子力規制庁・内閣府）

（1） 介護福祉分野で日に数回訪問しておむつ交換や食事介助を行うホームヘルパーは、「継続が必要な活動」と考えてよいか。

（2） スーパー等の移動販売や食材の宅配事業、高齢者・障がい者宅への宅配弁当の事業は、「継続が期待される活動」と考えてよいか。

（回答）

○「防護措置としての屋内退避の考え方及びその運用について」（令和８年２月18日原子力規制庁）において、「屋外での活動であっても継続されることが必要である」屋内退避中の生活の維持に最低限必要なライフライン管理者・民間事業者の活動の例として、「入所者を有する介護施設及び社会福祉施設の運営や訪問介護」を挙げております。

○また、「地域の状況によっては活動の継続が期待される」屋内退避が有効に機能するために有益な、住民の生活を支える民間事業者の活動の例として、「食料や飲料水、燃料等の生活必需品を販売する小売業」を挙げております。

○御指摘された活動については、これらの例示の通り、「継続が必要な活動」または「継続が期待される活動」に該当すると考えられますが、具体的な範囲については、これらの例を参考にそれぞれの地域において状況に応じてご判断いただくものと考えております。

3.原子力災害時の民間事業者との協力協定の締結について

（1） 協定について国としての考えを教えてください。（原子力規制庁・内閣府）

（回答）

○地方公共団体と民間事業者との間で協定を締結することについては、原子力災害時の協力の内容を明確化するなど、地域防災計画の円滑な実施のために重要な取組と認識しております。

4. 屋内退避中においても継続が必要な民間事業者の従業員の被ばく管理は、誰がどのように行うのか。民間事業者自体が行う場合、国として民間事業者の被ばく管理のための指針の作成や、モノや人材の支援を考えているのかを教えてください。（内閣府・原子力規制庁）

（回答）

○１．で回答した通り、屋内退避中の一時的な外出や活動は、基本的に放射性物質の放出前を想定しています。

○なお、屋内退避中の活動のうち原子力災害対策指針が定める緊急事態応急対策に従事する者に含まれる民間事業者は、放射性物質の放出後も活動を継続することが想定されることから、同指針においては、緊急事態応急対策の実施を要請した組織の支援の下、属する組織が放射線防護対策（直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等の携行及び装着）及び被ばく線量の管理を行う旨を示しております。

（星野委員）

2021 年 ID 不正問題では「核物質防護設備のすべての不具合を調査するためのものではなく、保全の仕組み等が構築されているかを確認した」との回答を得た。

1　今回の ID 不正使用の発覚で、柏崎刈羽原発で 10 年以上も核物質防護設備の不具合が続き、その改善工事も未完である状況が露呈した。これは、保全の「仕組み」は確認したが「防護設備」は機能していない状態だと言う事である。規制委員会は、防護設備の機能の確認をしなければならないと考えるが、如何されるか。

2　更に、規制委員会による確認が終了するまでは、原発の稼働を禁止すべきだが、如何されるか。

（回答）

○防護設備の保守点検や維持管理は事業者が実施すべきものであり、原子力規制委員会の役割は、核物質防護設備のすべての不具合を調査することではなく、事業者の行う活動の実施状況（保全の仕組み等の運用状況等）を、原子力規制検査を通じて確認することにあります。

○本事案については、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準と評価しており、現行の検査に加えて追加の規制対応が必要な状況とは考えておりません。

○引き続き、事業者の改善措置活動の実施状況等については、原子力規制検査において厳格に確認してまいります。

（飯田委員）
３．原子力規制委員会は、2020 年 9 月に他人のＩＤカードの不正使用で中央制御室に入った事件では核物質防護上の重大事件として、「赤」判定をした。今回の中央制御室退出時の不正使用に対しては「緑」判定とした判断理由を伺いたい。
2021 年までの検査期間に東電の入退室システムの不具合が報告されたのか、規制庁が検査対象としなかったのはなぜか。

（回答）
○過去の重要度「白」と判定した ID カードの不正使用事案と今回の事案はどちらも他人の ID カードを使用したという点については同様であるものの、今回の事案は他人の ID を意図的に不正使用して入域したものではなく、事案発生後の事業者の対応も適切になされています。

○原子力規制検査の重要度評価及び深刻度評価は、検査で把握した事実関係を踏まえ、検査指摘事項がセキュリティ上の様々な対策にどの程度悪影響を与えたかについて、核物質防護に係る重要度評価に関するガイドや原子力規制検査における規制措置に関するガイドに基づき客観的かつ公正に評価したものです。

○また、2021 年から 2023 年にかけて行われた過去の追加検査は、「安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準」である「赤」と判定した核物質防護設備の機能の一部喪失事案等を受けて、自律的な改善の仕組みが構築・定着されているかを確認するために実施したものであり、核物質防護設備のすべての不具合を調査するためのものではなく、保全の仕組み等が構築されているかを確認したものです。

（岡田副会長）
今後も「地元同意」を必要とするならば、それは営業運転に係るべきであって、原子炉/プラントを安全に運転できる性能を有するかという使用前事業者検査は、いつでも営業運転ができることの前提として、「地元同意」の制限を受けずに検査が実施されるべきであると考えるがいかがか。

（回答）
○原子力規制委員会は、個々の原子力発電所を稼働させるための地元同意には関わっておらず、その条件やプロセス等について意見を述べる立場にはありません。

○原子力規制委員会の役割は、地元同意とは関わりなく、原子炉等規制法に基づき、科学的・技術的観点から規制基準を定め、審査や検査といった規制活動を通じて、個々の施設がその基準に適合しているか否かを厳正に審査し、施設の監視等を行うなど、事業者による安全確保の取組を確認することにあります。

原子力規制委員会
Nuclear Regulation Authority

原子力災害時の屋内退避の運用と６・７号機中央制御室における不適切な退域事案について

令和８年11月11日

原子力規制庁

目次

Ⅰ．原子力災害時の屋内退避の運用について

Ⅱ．　６・７号機中央制御室における不適切な
　　退域事案について

Ⅲ．参考資料

原子力規制委員会
Nuclear Regulation Authority

Ⅰ．屋内退避の運用について

１．屋内退避の運用のポイント

①屋内退避を行う地域とそのタイミング

UPZ（原子力施設からおおむね半径30km）では、避難による健康等へのリスクと被ばくによる健康リスクを比較し、**全面緊急事態になったタイミング（放射性物質の放出前）から、屋内退避を実施**します。

②屋内退避の目的

屋内退避は、主に**プルームによる被ばくを低減**することを目的としています。
（プルーム…放射性物質を含む空気の一団）

③屋内退避の継続可否、避難への切替え

屋内退避は継続が基本ですが、長期間継続することは困難です。そのため国は、**屋内退避開始3日後を目安にそれ以降**、屋内退避の**継続可否を日々判断**します。屋内退避を継続できない場合は**避難への切替えを判断**します。

④屋内退避中の一時的な外出

屋内退避中は屋内にとどまることが原則ですが、**住民自身の生活の維持に最低限必要な物資調達等の他、民間事業者等による住民の生活の維持を支える物資輸送や道路復旧等のための一時的な外出が可能**です。

⑤屋内退避の解除

屋内退避は、**原子力施設の状態が安定化し、**かつ**プルームの滞留が認められなければ解除されます**。
ただし、沈着した放射性物質の状況によって、一時移転等の防護措置が必要となる場合があります。

2．屋内退避の基本的な考え方 ～なぜUPZでは屋内退避を行うのか～

- 被ばくを減らすことは重要ですが、避難は心身に様々な負担を伴うことから、原子力施設から遠方で比較的被ばくが小さくなるUPZでは、全面緊急事態に至った場合、**避難による健康等へのリスクと被ばくによる健康リスクを比較し、避難ではなく屋内退避を行います**。

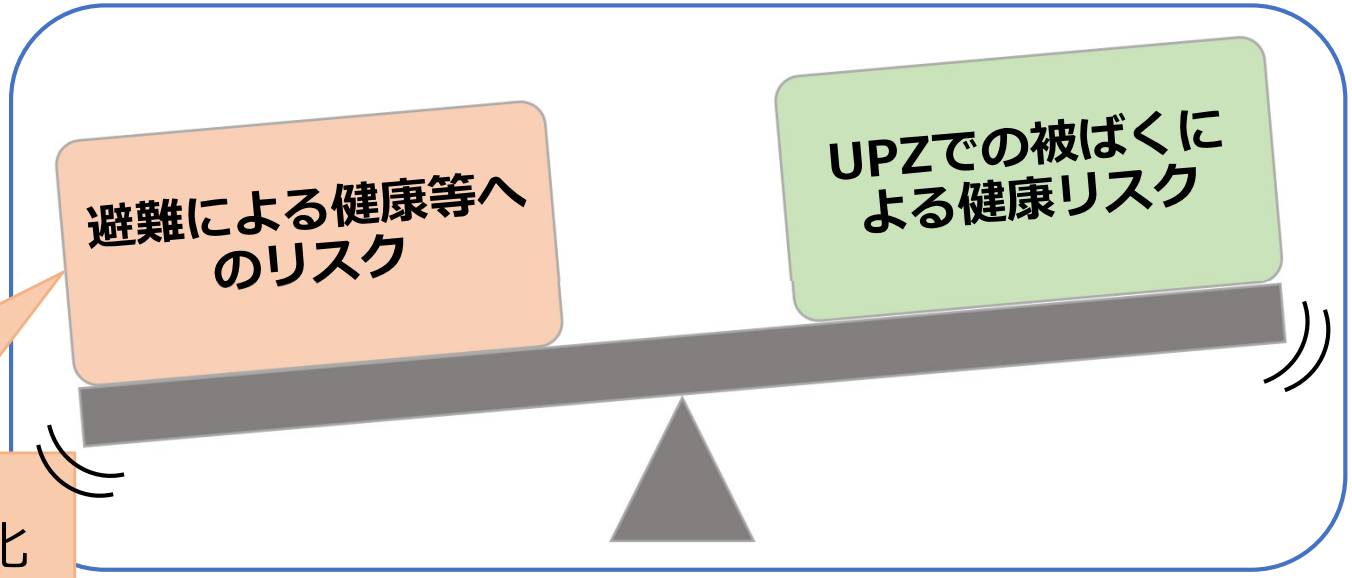
【教訓】
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、避難のための準備不足等により、避難行動に伴う多くの災害関連死※が発生しました。

この教訓を基に

【考慮事項】
・避難行動の負担による病状の悪化
・避難生活による身体機能の低下
・不安や心配等のこころの影響

このほか、無理な避難をすると渋滞中に被ばくをするおそれもあります。

双方のリスクを比較



UPZでは屋内退避を実施

※令和7年12月31日現在で3,810人（うち福島県で2,350人。避難行動以外によるものも含む。）
出典：復興庁「東日本大震災における震災関連死の死者数」

３．屋内退避中の具体的な運用
一時的な外出　①基本的な考え方

- 屋内退避中は屋内にとどまることが原則ですが、**生活の維持に最低限必要な範囲で一時外出をすることは可能**です。

【屋内退避中における一時外出の分類と目的】

住民の外出

自らの生活を維持
（具体例はP6）

民間事業者・ライフライン管理者の活動

住民生活の維持を支援
（具体例はP7）

▼

住民生活を維持・継続するための外出を基本とする

✓ これらの外出や活動は、主に**放射性物質の放出前に実施**されることを想定しています。放出後であっても実施可能な場合がありますので、放出された放射性物質の量等を踏まえて、国がその判断をします。

✓ **放射性物質の放出のおそれが高まった場合は、国や地方公共団体から外出を控える旨の注意喚起を行います**（典型的なケースでは放出の数時間程度前）。その際には速やかに屋内退避できるよう、屋外にいても国等からの情報には注意が必要です。

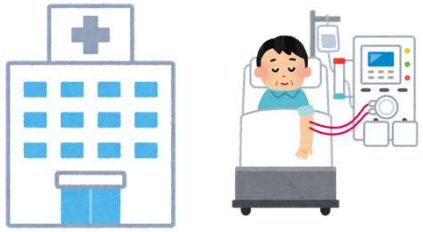
3．屋内退避中の具体的な運用
一時的な外出　②住民の場合

- 生活の維持に最低限必要な外出に該当すると考えられる代表的な例は下記のとおりですが、住民の生活環境や、地域の特性（例：雪害、台風が影響する地域）等によっても、その内容は異なることが考えられます。

一時的な外出とは、どのようなものが該当しますか？



①物資の調達
- 避難所で支給される物資の受取り
- 小売店での物資の購入



②緊急の医療を受ける
- 透析治療や重篤な病気のための医療機関の外来受診
- 処方された医薬品の購入



③家屋の維持
- 家屋の屋根等の雪下ろし
- 家屋周辺の除雪作業



④動物の世話
- 家の中に入れることが難しい外飼いのペットや家畜等の給餌

✓ **外出時に防護装備※等の特別な対策は必要ありません。**
一時的な外出は、基本的に放射性物質の放出前を想定しており、また、放射性物質の放出に備え、すぐに屋内退避を行えるよう、屋内退避を行う場所の近傍での外出に限られるためです。

※例えば個人線量計、防護マスク、防護衣

３．屋内退避中の具体的な運用
一時的な外出　③民間事業者等の場合

- 屋内退避の指示が出ている間も、**屋内退避中の住民の生活を支えるための民間事業者等の活動は継続することができます**。
- そのような民間事業者等の活動は、**継続が必要なもの**と、**継続が期待されるもの**の２類型に分けられます。

民間事業者等の活動とは、どのようなものが該当しますか？

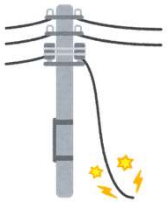
継続が必要と考えられる、住民の生活の維持に重要な活動の例



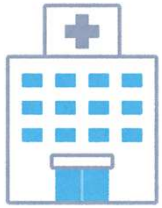
①食料等の生活物資や燃料等の輸送



②避難道路の啓開・復旧作業や除雪作業



③ライフライン（電気・ガス・上下水道・通信等）の復旧作業



④医療施設における入院患者の診療、救急や透析治療等の医療提供、緊急時の往診、訪問看護及び調剤薬局の営業

地域によっては継続が期待される、住民の生活の維持に有益な活動の例



食料や飲料水、燃料等の生活必需品を販売する小売業

✓ **上記のうち、放射性物質の放出後もPAZ・UPZの屋外で災害対応※を行う可能性のある方は、国等からの指示に基づき、放射性物質に対する防護対策を行った上で活動します。**

※物資の確保・供給や、施設や設備の復旧など、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づく災害による被害の拡大防止を図るために実施するもの。

原子力規制委員会
Nuclear Regulation Authority

Ⅱ．６・７号機中央制御室における不適切な退域事案について

事案の概要（不適切な退域）

- 運転員AとBが中央制御室退域ゲートから退域する際、運転員AがIDカードを中央制御室内に置き忘れたまま入退域ゲートに入り、同ゲートから退域できない状態となった
- 先に正規の手順で退域した運転員Bが、自身のIDカードを使用して運転員Aを同ゲートから退域させた
- 本来であれば運転員BのIDカードが２回使用された場合、２回目の運転員Aはゲートエラーにより退域できないシステムであるが、不具合により運転員Aは退域できた

事案の概要（出入管理システムに係る不具合）

- 出入管理システムは平成16年度から運用開始し、平成28年ごろから当該不具合が、防護区域境界及び周辺防護区域境界の出入管理ゲートでも多発していた
- 出入管理システムは平成30年に委託会社とリース契約を終了した以降は事業者による保守管理が行われており、また製造中止に伴い令和２年にメーカーによる故障部品の修理・交換メンテナンス対応は終了している
- その後も出入管理システムの具体的な更新計画は作成されず、不具合発生時はゲートの使用中止や故障部品の予備品への交換又は部品の流用を行っていたほか、短時間で自動復旧するものは処置せずに継続使用
- 不具合発生は見張人詰所の監視システムで認知可能
- 不具合発生時は当該ゲートの使用を中止する手順が定められていたものの、短時間で自動復旧するものはその手順が取られず

事案の概要（再発防止策及び評価）

【事業者による再発防止策】

- 運転員A・Bに対し、IDカードの使用、装着等について再教育
- 全ての運転員へ周知したうえで事例検討
- 出入管理装置の更新までの間は、不正な出入りが行われないことを常時監視する措置

【事案の評価】

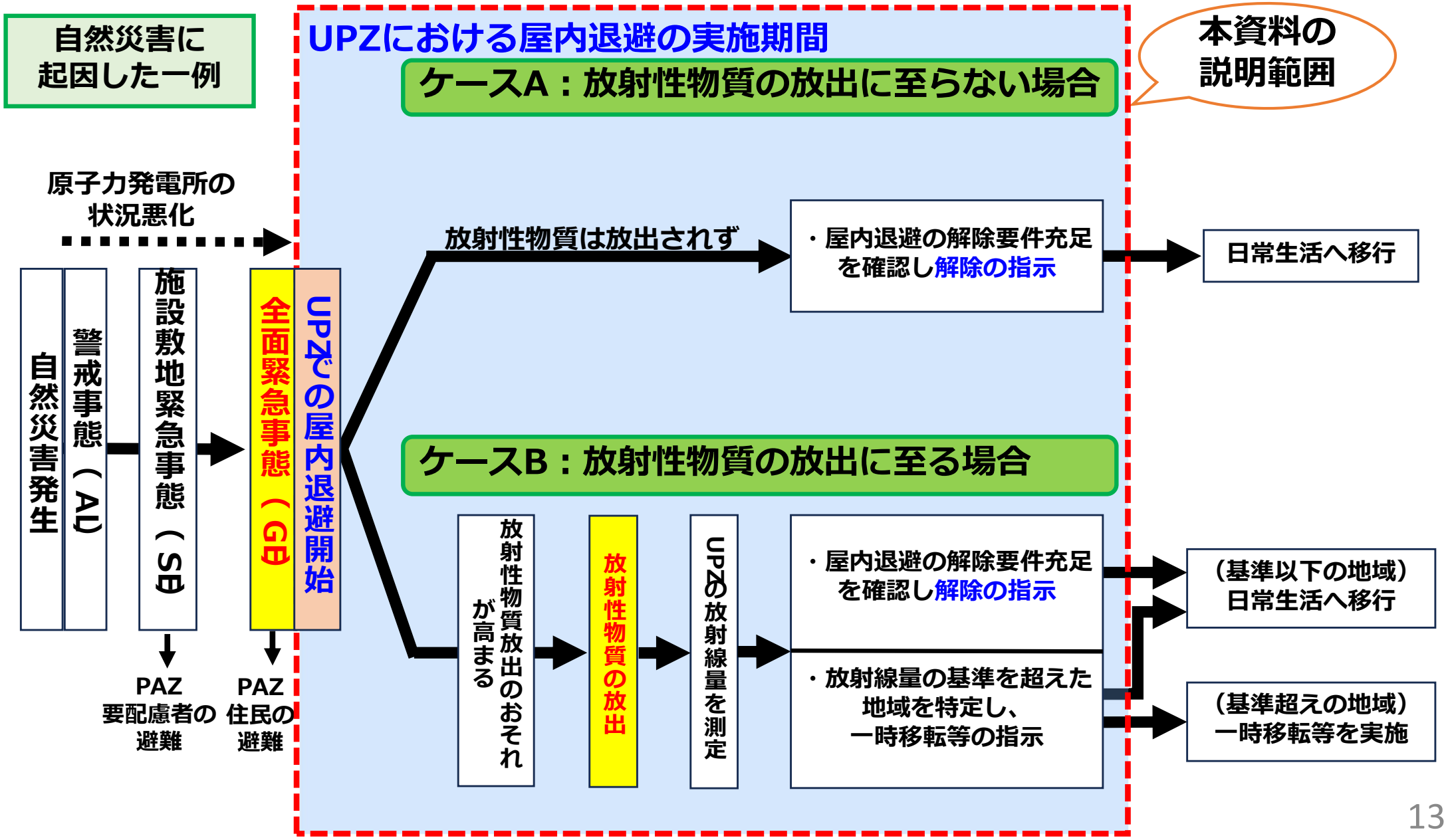
・重要度：緑
・深刻度：SLⅣ（通知なし）

原子力規制委員会
Nuclear Regulation Authority

Ⅲ（ｉ）．参考資料
（屋内退避の運用について）

参考．原子力発電所で異常が発生した場合の全体像

- 放射性物質の放出の有無で分けた防護措置の概要は以下のとおりです。

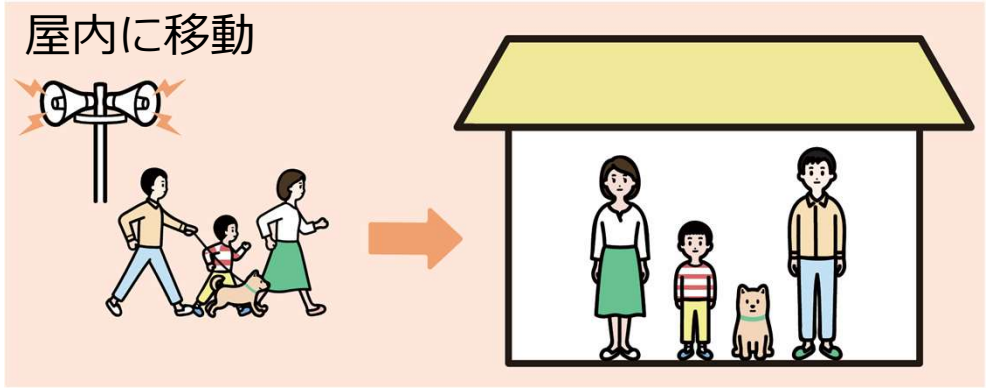


参考．屋内退避の実施　屋内退避中の行動

屋内退避中はどのように行動したらよいのでしょうか？

- **屋内にとどまることが原則**となります。放射性物質の放出のおそれが高まった場合には国や地方公共団体から屋内退避を徹底するよう注意喚起を行いますので、ドアや窓を閉めたり、換気設備を止めるなどの対応を行ってください。

屋内退避開始直後から行う行動





放射性物質放出のおそれが高まった場合の行動



出典：「原子力発電所からおおむね５～３０ｋｍ圏内にお住まいのみなさまが行う屋内退避について」（内閣府（原子力防災担当）をもとに編集

- ✓ 住居等で一般的に使用されている内部循環式エアコンは、屋内退避を徹底する旨の注意喚起後でも使用可能です。換気設備や外気を取り入れるエアコンは、屋内退避を徹底する旨の注意喚起後には使用を停止し、体調に注意しこまめな水分補給等を行ってください。

出典：令和８年10月29日付け事務連絡「原子力災害時における熱中症対策について（周知依頼）」（内閣府（原子力防災担当））

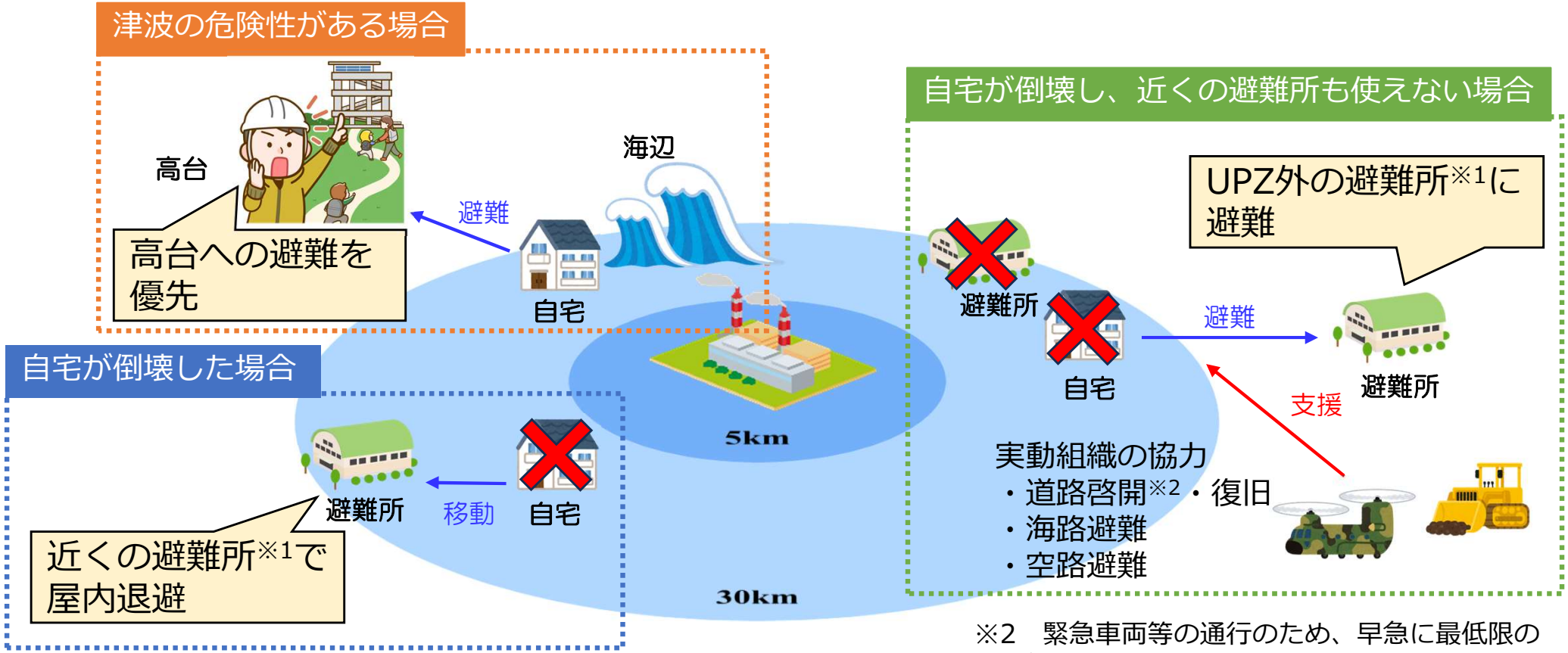
参考．屋内退避の実施　複合災害時の対応

差し迫った生命への危険がある場合には自然災害対応を第一に

× 津波のおそれがある時に海辺の家屋で屋内退避

× 地震で倒壊の危険がある家屋での屋内退避

→ 差し迫った生命への危険がある場合等には、自然災害に対する避難行動等を優先



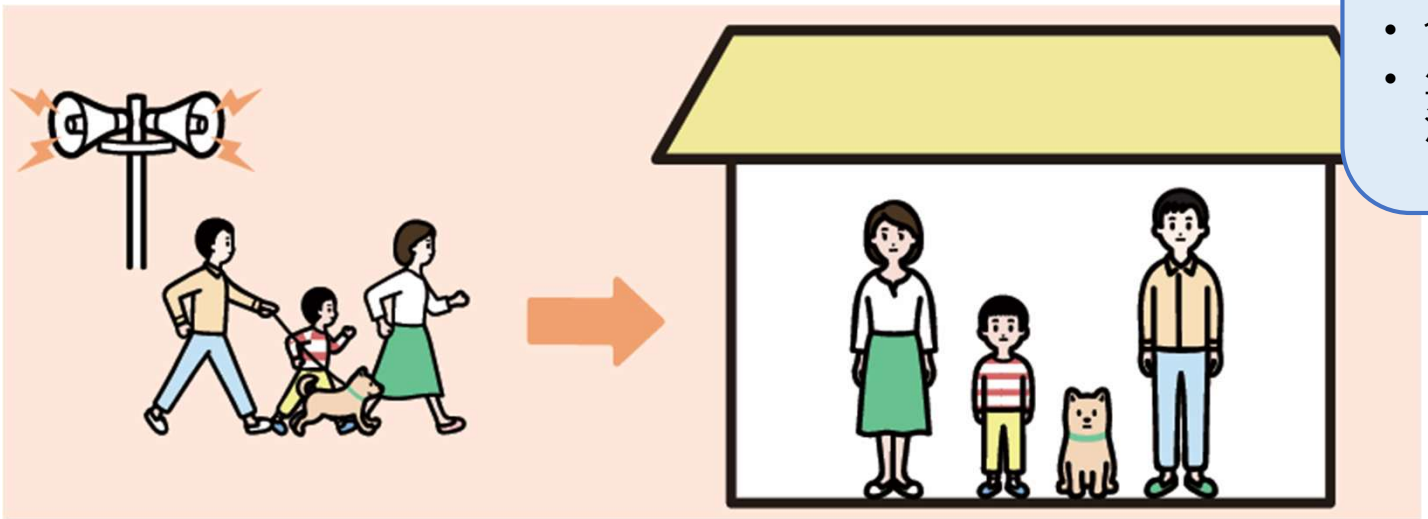
※1　あらかじめ定められた指定避難所等

※2　緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいう。

参考．屋内退避中の具体的な運用　情報提供

- 屋内退避指示中には、住民や、活動中の民間事業者等が先行きをできるだけ見通せるよう、**国や地方公共団体がお知らせします**。

✓ 防災行政無線や広報車、インターネットのホームページやソーシャルメディア等、**多様な伝達手段を活用して**お知らせします。
（原子力施設の状態と放射性物質の放出の見込みに関する情報や、その時点における一時外出についての考え方等を**随時お知らせ**するとともに、例えば朝昼夕の定時のタイミングなど、**定期的にお知らせ**することも想定しています。）



【情報提供内容の例】
- 外出を控える旨の注意喚起（放射性物質の放出のおそれが高まった場合）
- 今後の屋内退避の見通し（継続期間等）
- 生活の維持に関する情報（物資の供給状況、ライフラインの復旧状況等）



出典：「原子力発電所からおおむね５～３０ｋｍ圏内にお住まいのみなさまが行う屋内退避について」（内閣府（原子力防災担当））をもとに編集

参考．我が国の原子力災害対応と国際基準との整合

- PAZは避難、UPZは屋内退避という考え方は、国際的な考え方にも沿っています。

＜原子力事故時の放射線防護に関する国際機関（IAEA）の基準＞

✓ 放射線に対する防護措置を適切に行うため、PAZ と UPZ を事前に設定
・PAZは3～5km（5kmを推奨）、UPZは5～30kmの範囲で半径を設定するものとされる

✓ 原子力施設の状態等の判断基準に基づき、PAZ と UPZ でそれぞれの対策を実施
・PAZの防護措置は、予防的に放出前に講じるという考え方が示されている
・UPZの防護措置は、放出前に行うものに加え、放出後にモニタリング結果等に基づいて行うものもあるという考え方が示されている（つまり放出前に必ずしも避難するものとはされていない）

＜IAEA　GSR　Part7（原子力又は放射線緊急事態への準備と対応）　抜粋＞

5.38. カテゴリーⅠ又はⅡの施設に対して、グレーデッドアプローチに基づき、また防護戦略に沿って、緊急時対応の目標を達成するため、敷地外における緊急防護措置及び早期防護措置と他の対応措置について効果的に判断し、講じるための取決めが定められなければならない。その取決めは、防護措置と他の対応措置を効果的に講じなければならない時に利用できる情報の不確かさと限界を考慮して定められなければなく、また以下を含めなければならない：

(a) 防護措置と他の対応措置を効果的に講じるため、準備段階において取決めが定められなければならない敷地外の緊急時計画区域及び緊急時計画距離の指定。これら緊急時計画区域及び緊急時計画距離は、適切な場合には国境を越えて連続的でなければならず、以下を含まなければならない：

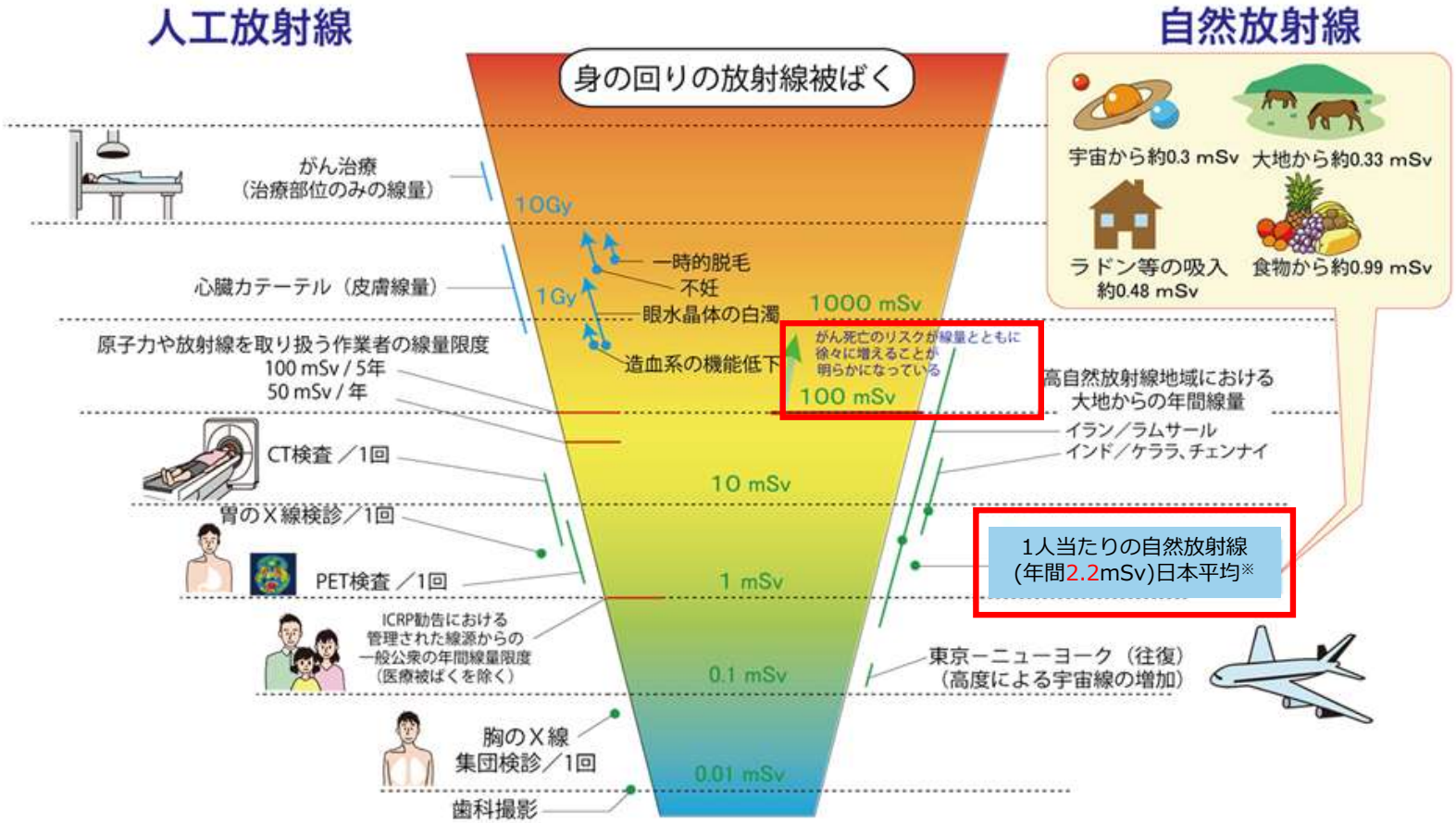
(i) カテゴリーⅠの施設に対する予防的防護措置を準備する区域（PAZ）。重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、施設の状態（すなわち、全面緊急事態の宣言に至る状態。5.14項を参照）に基づいて、放射性物質の大量放出が発生する前に、緊急防護措置と他の対応措置を講じるための取決めが定められなければならない区域。

(ii) カテゴリーⅠ又はⅡの施設に対する緊急防護措置を準備する区域（UPZ）。確率的影響のリスクを低減させるため、可能であれば放射性物質の大量放出が発生する前に施設の状態（すなわち、全面緊急事態の宣言に至る状態。5.14項を参照）に基づいて、また放出の発生後は、敷地外の放射線状況のモニタリング及び評価に基づいて、緊急防護措置と他の対応措置を開始するための取決めが定められなければならない区域。このような措置は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）内での予防的緊急防護措置と他の対応措置の実施を遅らせないやり方で講じられなければならない。

(b) 防護戦略に従い、緊急時計画区域及び緊急時計画距離内における緊急防護措置と他の対応措置を開始し、また調節するための、緊急事態の分類及び施設並びに当該敷地外の状況に基づく（4.28項(3)、4.28項(4)、5.14項及び5.15項を参照）判断基準。

参考．放射線の基礎知識

- 原子力施設で扱う放射性物質の他にも、身の回りには様々な種類の放射性物質が存在し、普段の生活においても放射線を受けています。
- 放射線による発がんのリスクは、被ばく線量が100ミリシーベルト(mSv)以下の場合は、他の要因による発がんの影響に隠れてしまうほど小さいことが分かっています。



シーベルト(Sv)とは、人が受ける放射線被ばくによる健康影響の大きさを表す単位です。
グレイ(Gy)とは、体や物質に吸収される放射線のエネルギー量を表す単位です。
シーベルト(Sv)は、グレイ(Gy)をもとに、放射線の種類や人体の部位ごとの影響の受けやすさを考慮して換算した値です。

出典：
・国連科学委員会（UNSCEAR）2008年報告書
・国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告
・日本放射線技師会医療被ばくガイドライン
・新版　生活環境放射線（国民線量の算定）
等により、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所が作成（2021年5月）

出典：「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料（令和7年度版）」（環境省）を編集
※「1人当たりの自然放射線」については「自然起源放射性物質に対する放射線防護の基本的考え方（令和７年11月）」（放射線審議会）を基に記載

mSv：ミリシーベルト

前回（１０月７日）以降の原子力規制庁の動き

令和８年１１月１１日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制委員会（凡例：議題番号→①、原子力施設等におけるトピックス→㋒）
10/7　第35回原子力規制委員会
　　②　原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況
　　㋒　令和8年度第2四半期の被規制者向け情報通知文書（NRA Information Notice）の発出

審査実績
【６号機　設置変更許可に関するもの】
　審査会合：なし
　ヒアリング：なし
　資料提出：なし
【６号機　特定重大事故等対処施設に関するもの】
　審査会合：なし
　ヒアリング：10/15､10/22
　資料提出：なし
【６号機　設計及び工事の計画の認可に関するもの】
　審査会合：なし
　ヒアリング：10/14､11/5
　資料提出：なし
【６号機　長期施設管理計画の認可に関するもの】
　審査会合：なし
　ヒアリング：なし
　資料提出：なし
【７号機　設置変更許可に関するもの】
　審査会合：なし
　ヒアリング：なし
　資料提出：なし
【７号機　特定重大事故等対処施設に関するもの】
　審査会合：なし
　ヒアリング：10/15､10/22
　資料提出：なし
【７号機　設計及び工事の計画の認可に関するもの】
　審査会合：なし
　ヒアリング：10/14､11/5
　資料提出：なし

規制法令及び通達に係る文書
10/6　東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉の長期施設管理計画認可申請書の一部補正を受理
10/9　東京電力ホールディングス(株)に柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機の設計及び工事の計画を認可
10/13 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可

申請書の補正を受理
10/22 報告書案の公表　令和8年度第2四半期原子力規制検査報告書（案）
10/27 東京電力ホールディングス(株)に柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規の変更を認可
10/27 東京電力ホールディングス(株)に柏崎刈羽原子力発電所6号炉の長期施設管理計画を認可
10/28 東京電力ホールディングス(株)から発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書を受理

被規制者との面談

10/6　柏崎刈羽原子力発電所第7号機の設計及び工事の計画の認可申請(所内常設直流電源設備(3系統目)の設置)に関する資料提出
10/13 柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請(6号炉及び7号炉の重大事故等対処設備の運転上の制限に係る記載の一部見直し)に関する連絡
10/15 柏崎刈羽原子力発電所の申請の現状に関する面談

その他

なし

放射線モニタリング情報

放射線モニタリング情報を以下のポータルサイトで公開
・全国のモニタリングポスト等の測定値をリアルタイムで配信するとともに、原子力災害の発生時には緊急時モニタリングの結果も公開：https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/
・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降の環境放射線モニタリング結果を公開：https://radioactivity.nra.go.jp/ja
・47都道府県における環境放射能調査等の結果を公開するとともに、放射能と放射線に関する基礎知識などの情報も掲載：https://www.envraddb.go.jp/

以　上